

# 大府西中学校 生活のきまり

# I 校内生活

## 1 あいさつ

- (1) 朝や帰りに先生や友達に会ったとき明るい気持ちであいさつしよう。
- (2) 校内で先生や来校者に会ったときは、あいさつをしよう。
- (3) 他の学校や施設へ訪問したとき、気持ちよくあいさつをしよう。

## 2 金銭

- (1) 必要以外の金銭は持ってこない。
- (2) 特別に集金があった場合、朝の ST までに先生に渡す。

## 3 所持品

- (1) 学習に必要なもの以外は持ってこない。(持ってきた場合は学校で預かり、原則保護者へ返却する。)
- (2) 自分のものには記名する。

## 4 登校・下校

- (1) 8時20分までにかばんはロッカーに入れて、席に着く。
- (2) 自転車で通学するときは、ヘルメットを着用する。
- (3) 7時40分より前には、校地内に入らないようにする(昇降口は7時45分には開ける。)
- (4) 敷地内では自転車に乗車しない。正門とプラタナスの小径にある黄色線を乗り降りの目印とする。
- (5) 通学かばんとしてスリーウェイバッグを推奨する。入りきらないときは補助かばんとして黄色のナップザックを使用する。
- (6) 登下校の際は、制服を着用する。ただし1時間目に体育の授業がある場合や授業後の練習がある場合は、体操服か部活動で認められた服装で登下校してもよい。また最終下校時刻後に学校へ来る場合の服装も同様である。その際、安全確保の観点から保護者の付き添いのもと来校することがのぞましい。
- (7) 授業後用事のない場合は、速やかに下校する。
- (8) ナップザックのみで登校してよい日は、式日・行事日・その他指示があった場合のみとする。
- (9) 最終下校時刻前であっても帰宅後に課題や部活動の忘れ物などで再登校はしない。どうしても再登校が必要な場合は保護者と一緒に来ることがのぞましい。その際の服装は制服かジャージとする。

## 5 遅刻・早退・欠席

- (1)家の都合で早退する場合は、情報発信システム C4th Home & School で連絡する。
- (2)遅刻・欠席は、その日の朝までに情報発信システム C4th Home & School で連絡を入れる。(遅刻は8時20分のチャイムの鳴り始めで教室に入っていない場合)
- (3)遅刻して朝のST以降に登校した場合は、職員室へ寄ってから教室へ行くようにする。
- (4)自力で早退して帰宅したときには、学校に帰着の報告を行う。

## 6 朝活・ST

- (1)予鈴までに入室し、本鈴までに朝の活動を開始する。
- (2)荷物を机の中にしまい、かばんやナップザックはロッカーに入れてから朝活を始める。
- (3)テスト週間以外の朝活は、原則読書とし、課題等をしない。
- (4)帰りのSTが終わってから荷物をしまう。
- (5)帰りのST開始の時間を厳守し、STが早く終わったクラスについては他クラスの迷惑にならないように下校する。

## 7 放課

- (1)自分のクラス以外の教室に出入りしない。
- (2)トイレは指定された場所を使用する。
- (3)移動教室以外の目的で他の棟に行くことはせず、自分の学年のフロアで過ごす。
- (4)放課中に運動場や体育館で遊ばない。

## 8 授業

- (1)忘れ物をした場合、生徒同士で貸し借りはしない。
- (2)連絡なく先生が10分過ぎても来ない場合は、学級委員が職員室へ行き、指示を受ける。
- (3)移動教室の場合は予鈴までに教室を出る。
- (4)各教科係は授業が終わった時に次の授業の用意を聞きに行く。

## 9 給食

- (1)給食時間中、教室外に出る場合は担任の許可を得る。

## 10 清掃

- (1)授業終了後、速やかに清掃場所へ移動し、時間内はしっかり清掃に取り組む。
- (2)清掃終了の予鈴で片付けを開始する。
- (3)防寒着は、全ての清掃場所を使用することを認める。

## 1 1 集会

- (1) 学級委員を先頭に廊下に整列して、服装を整えてから体育館へ出発する。
- (2) 教室から体育館、体育館から教室まで話をせずに移動する。

## 1 2 公共物

- (1) 学校の物は、担当の先生の許可を得て使用し、使用後は元の場所へ返す。
- (2) ガラス、その他を破損した場合は担任の先生に報告し、指示を受ける。
- (3) その他の場所の利用について

### ①職員室

- ・ 服装を整えて入室する。防寒着は着用したままでよい。(防寒具は取る。)
- ・ 必ず近くの先生に申し出てからカギを持っていく。
- ・ 定期テストの1週間前から定期テスト終了後、一定期間は、職員室の入室はできない。  
この期間中に職員室にいる先生に用事がある場合は、扉を開け先生の名前を呼び、要件を伝える。(入室の許可の時期はGoogle classroomで伝えます。)
- ・ 職員室の電話の使用については緊急時のみとし、先生の許可を得てから職員室の電話を借りる。

### ②保健室

- ・ 保健室を利用するときは担任または教科担任の許可を得て、保健委員とともに来室する。

### ③運動場

- ・ 用のない場合は、体育倉庫・クラブハウスには入らない。

### ④体育館

- ・ 体育館シューズを履いて使用する。(基本的に体育館シューズは体育館で履く)

### ⑤特別教室・準備室

- ・ 許可なく入室しない。
- ・ それぞれの教室のきまりに従って使用する。

### ⑥外階段

- ・ 階段の使用は上履きのみとし、外靴では使用しない。

## 1 3 ICT機器の活用

- (1) 「学習用」として使用する。
- (2) 肖像権やプライバシーの権利などを侵害しないように使用する。
- (3) パスコードを他人に教えない。またパスコードを勝手に変更しない。

※変更する場合は担任の先生へ申し出る。

#### 1 4 その他

- (1) 水筒の中身は、年間を通してお茶かスポーツドリンクを認める。(炭酸入りは不可) ただしペットボトルでは持ってこない。
- (2) エアコンの使用、日焼け止めや防寒着等はその都度出されるルールを守り、使用する。
- (3) 昇降口から運動場、運動場から昇降口に移動するときは地下階段を使用する。
- (4) ロッカーの上に置いてよい物は、原則として水筒のみとする。
- (5) 学校の電話は、平日は8時00分から夜18時までしか繋がらない(R7. 5月より)。  
また土日祝日は、一日中自動音声対応となる。
- (6) リップクリームは無香料でツヤなしとし、薬用の物に限る。
- (7) 学校で購入できる物品一覧 (税込み価格) R 7. 4月現在

| 物品名          | 価格                            | 購入が可能な場所   |
|--------------|-------------------------------|------------|
| 生徒証明書        | 8 0 円                         | 学校         |
| 生徒証明書カバー     | 1 1 0 円                       | 学校         |
| 学生服ボタン (表・裏) | 表 5 0 円 裏 3 0 円<br>(学校での購入価格) | 学校か衣料品店    |
| 自転車ステッカー     | 9 0 円                         | 学校         |
| 名札           | 5 0 0 円                       | スポーツキューブ共栄 |

## Ⅱ 校外生活

- 1 交通道德に対する意識を高め、他の人に迷惑を掛けないようにする。
- 2 交通規則を確実に守り、事故を起こさないように気を付ける。
- 3 人に迷惑をかけたり、危険な遊びをしたりしない。
- 4 外出は家の人に“行き先”“帰宅時刻”を告げて出るようにする。
- 5 深夜徘徊や外泊は、犯罪被害や触法行為（恐喝、暴行、誘拐、飲酒、喫煙など）の可能性を高めるため好ましくない。また、生徒だけのゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ等の出入りも同様に好ましいことではない。また生徒だけの打ち上げ（行事後、クリスマス会、誕生日会など）は行わない。
- 6 事故にあったり、危険な状況が発生したりしたときには速やかに警察・学校に連絡する。
- 7 インターネット（SNS）の使い方には十分注意をし、家庭のルール（使用時間やフィルタリングなど）を決めて使用すること。また、出会い系サイトなどを通じて、見知らぬ人とつながることは絶対にしてはいけない。

## Ⅲ 通学規定

### 1 通学

- (1) 道路の横断は、横断歩道を通るようにする。
- (2) 通学は、自転車または徒歩のどちらかを選び、安全に登校できるようにする。

### 2 休日の通学

- (1) 土日、祝日等の通学も、平日と同様の規定とする。

### 3 徒歩通学

- (1) 通学路の右側を一列で通行する、
- (2) 道路を横断するときは、左右の安全を確かめてから横断する。

### 4 自転車通学

#### (1) 車体

ア 次のものを完備していること

- ・ 自転車への記名（任意）
- ・ 反射板
- ・ ヘルメットへの記名
- ・ かご
- ・ 両足スタンド
- ・ ベル
- ・ 体に合ったサドルの高さ（両足が余裕をもって地面につく高さ）
- ・ ライト
- ・ ブレーキ
- ・ 荷台くくりつけ用ひも
- ・ 荷台
- ・ 鍵（自分のものとわかるキーホルダーを付ける）

イ 改造していない自転車

#### (2) 通学方法

- ア 交通規則を守り、事故に遭わないように気を付ける。
- イ 自転車に乗るときは必ず正しくヘルメットを着用する。（あごひもをしっかり締める）
- ウ 雨天時に自転車に乗車する場合、レインコートを着用する。
- エ 通学路の左端を一列で通行し、追い越すときは、後方の安全を確かめ速やかに追い越す。（路側帯があるところでは車道側を走行する。）

オ 横断歩道を渡るときは、自転車から降りて安全を確認した上で、押して渡るようにする。しかし、自転車横断帯（自転車マーク）のある横断歩道については、歩行者がいないなど、歩行者の通行の妨げにならない場合に限り、自転車横断帯のみ自転車に乗って通行することができる。（平成 19 年度道路交通法改正により）

### (3) その他

- ・ヘルメットは、登校するときは校地内までかぶり、下校時は、自転車置き場からかぶる。
- ・通学かばんはくくりつけるか背負う。

## 5 違反の処置

○徒歩・自転車通学者問わず通学規定に違反した場合は、担任と係の先生の指導を受ける。

### < 通学規定違反一覧 >

- ①ヘルメット不着用
- ②複数（2 人）乗り
- ③信号無視
- ④傘さし運転
- ⑤校地内乗車（片足も含む）
- ⑥自転車を私有地などに放置
- ⑦通学路違反（通学禁止区域の通行）
- ⑧その他交通事故の危険性のある行為

### < 厳重注意一覧 >

- ⑨ヘルメットのあごひものゆるみ
- ⑩並列走行運転
- ⑪一時停止無視・無確認横断（斜め横断も含む）
- ⑫自転車を引いて歩いている場合のヘルメット不着用
- ⑬通学かばんの荷台へのくくりつけなし（両肩に背負えば可）
- ⑭通学かばんの片方掛けまたは、かごに入れての運転
- ⑮下校途中の寄り道
- ⑯私有地の横断

①～⑧の項目を登下校中に注意された生徒は「通学規定違反」として、自転車通学停止（最大授業日の 5 日間）となる。また、⑨～⑯の項目に関しては、厳重注意とするが、繰り返し指導されると自転車通学停止の対象となる。

※自転車通学停止となった場合、帰宅が遅くなることを考慮して原則午後の部活動を行わず下校する。長期の休みに部活動や補修などで学校へ来るときも上記の①～⑯を守ること。「命」を大切にする運転を心がける。

※長期休業中に違反を犯したときの処置は、新学期が始まってから自転車通学停止の処置をとることとする。

## Ⅳ 服装規定

### 1 通学服装

#### (1) 服装

本校は衣替えの時期を指定していないため以下の物を制服として着用する。

上

- ・ 詰め襟の学生服
- ・ 紺のセーラー服
- ・ 半袖の開きんシャツ
- ・ カッターシャツ
- ・ 白襟で白のセーラー服
- ・ ブレザー
- ・ 半袖ポロシャツ

下

- ・ ズボン
- ・ スカート(ひざが隠れる長さ)
- ・ スラックス

- ・ 肌着については年間を通して白もしくは地味な色の無地のものとする。  
※体操服や部活 T シャツを肌着として着用することは不可とする。
- ・ 新制服と旧制服を混ぜて着用することは不可とする。
- ・ ネクタイ、リボン、ブレザーを着る際は必ず着用する。

#### (2) 靴・靴下

○通学靴：白色の運動ひも靴（ハイカット不可）

部活動で使用するトレーニングシューズやランニングシューズでの登校は不可とする。

○上履き：白色バレエシューズ

○靴 下：白・黒・紺色の無地でくるぶしが完全に隠れる長さのもの

※部活動中は認められた部活動のみ、カラーのものや、くるぶしソックスも可とする。ニーハイソックスは認めない。

#### (3) ベルト

○黒・茶などの単色で派手ではないもの。

#### (4) 気候に合わせた服装

##### 体操服登校について

熱中症対策として 5 月 1 日から 10 月 31 日は体操服で登校してもよい。ただし以下の注意点を必ず守るようにする。

- 衛生面から体育で使用した体操服は必ず着替える。
- 体操服の着こなしについては体育の授業に準ずる。
- 部活動 T シャツの着用は認めない。
- ジャージが必要かどうかは各自で判断して教室の内外問わず、必要であれば着用する。
- 体操服登校期間中の式日は体操服で良い。

##### 防寒着・防寒具について

- 防寒着・防寒具の使用の時期について期間は設けないため、自分で判断して着用する。
- 防寒具(手袋、マフラー、ネックウォーマー)、防寒着は気候に応じて着用する。ただしロッカーに入る大きさのものに限る。
- 防寒着や防寒具は登校後教室内で速やかに外す。帰りの ST 後は着用してもよい。
- 登下校、清掃のときに限り、冬服の上に派手ではないコートや部活動で購入したウインドブレーカーを着用してもよい。  
※ロングコートは自転車に巻き込む可能性もあるため不可とする。
- 黒色タイツ、ベージュのストッキングを着用してもよい。体育や部活動(運動部)がある日は靴下を持参し、履き替えてから参加する。

#### (5) 式日の服装

- 式日の服装は以下のようにする。

入学式、卒業式、合唱祭…冬服

1 学期終業式、2 学期始業式…体操服でもよい(体操服登校期間のため)

2 学期終業式、3 学期始業式、修了式…制服(ポロシャツ等可)

#### (6) その他

- ネクタイ・リボンなどを忘れた場合は職員室で借り、帰りの ST が終わってから返しに行く。
- 名札を忘れた時は、担任の先生に仮名札を借りて着用する。帰りに返却する。
- ホックは儀式的行事のときは留める。
- 襟カバーは、入学式・合唱祭・卒業式ははずす。
- ブレザーのボタンは必ず留める。
- ポロシャツはズボンに入れなくてもよい。

## 2 頭髪（男女共通）

- ・中学生らしい髪型にする。（活動に支障がないようにする）
- ・前髪は目にかからない長さがのぞましい。
- ・肩に掛かるときは編むか束ねる。（横しぼりや部分しぼりはしない。）
- ・整髪料は使わない。
- ・染めたり、パーマをかけたりしない。（特別な事情がある場合は相談。）
- ・髪留めにつかうピン、ゴム、パッチン止めは黒、紺、茶を基本とする。

## 3 運動服装

### (1) 靴

- 運動場：通学靴を併用
- 体育館：規定のものを使用

### (2) その他

- 体育の授業が終わった後は必ず制服に着替える。体操服やジャージのまま次の授業を受けない。ただし、エアコンで冷える場合や体調不良で着用したい場合は教科担任に申し出て学校のジャージの着用許可を得る。

## 4 学年カラー

1年 黄色      2年 緑色      3年 赤色

## V 部活動規定

### 1 種類

#### (1) 体育部

バドミントン・ソフトテニス・サッカー・陸上・野球・バスケットボール・剣道・弓道

#### (2) 文化部

吹奏楽・文芸・美術・コンピュータ

### 2 入部・転部

(1) 1年生は仮入部の段階を経て、所属部を決定する。

(2) 都合により転部を希望する場合は、学級担任と部活動顧問に相談する。

### 3 管理

(1) 決められた活動時間を厳守する。

(2) 危険防止については常に留意する。

(3) 用具は責任をもって管理・保管する。

(4) 長期休業中の学校利用は日直の先生に許可を受ける。

### 4 活動時間

(1) 部活動終了時刻・最終下校時刻については、次の通り定める。

| 月        | 活動終了時刻 | 最終下校時刻 |
|----------|--------|--------|
| 5～7月     | 17：15  | 17：30  |
| 8月       | 16：15  | 16：30  |
| 9月・10月   | 16：45  | 17：00  |
| 11月～1月   | 16：15  | 16：30  |
| 2月・3月・4月 | 16：45  | 17：00  |

(2) テスト1週間前は、特別な理由がない限り活動を中止する。

(3) 土・日のいずれかは休養日とする。

### 5 その他

(1) 欠席・遅刻する場合、登校日であれば顧問へ連絡し、休日の場合は友達等に伝えるか、情報発信システム C4th Home & School を使用し、直接でなくてもよいので顧問に伝えるようにする。

(2) 部活動用具は原則として部室や顧問の指定した場所に保管する。

- (3) 部活動の試合に応援に行く場合の服装は、制服、体操服、部活動で指定された服装のいずれかとする。また、マナーに気を付けて観戦する。
- (4) 部活動を行うとき、荷物は防犯の都合上、活動場所（顧問の指示した場所）に持つていく。
- (5) 部活動は顧問の先生とその部員が話し合いの上、年間計画等を立て活動する。
- (6) 部室の使用について
  - 使用は着替えのみとする。
  - 活動中以外は、許可された物以外の私物を置かない。